

検査結果表
(第1第1項第6号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	機械室					
(1)	機械室への経路及び点検口の戸		—		—	
(2)	点検用コンセント		—		—	
(3)	開閉器及び遮断器		—		—	
(4)	制御器 接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			—
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			
(5)	ヒューズ		—		—	
(6)	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路		MΩ			
			MΩ			
			MΩ			
			MΩ			
(7)	接地		—		—	
(8)	減速歯車		—		—	
(9)	巻上機 綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 () mm	mm			
		ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	適・否			
		複数の溝間の摩耗差の状況	適・否			
受付番号		登録番号				—

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格		
(10)	軸受			—		—		
(11)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否				
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm)	右	() mm			
			(要是正となる基準値 () mm)	左	() mm		—	
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () mm)						
		制動力	適・否					
(12)	そらせ車			—		—		
(13)	電動機			—		—		
(14)	主索の緩み検出装置			—		—		
(15)	主索の巻過ぎ検出装置			—		—		
(16)	速度	定格速度 () m/min)	上昇 () m/min		—		—	
			下降 () m/min		—		—	
2 かご室								
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床			—		—		
(2)	積載量の標識			—		—		
(3)	搭乗禁止の標識			—		—		
(4)	かごの戸			—		—		
3 最上階出し入れ口								
(1)	主索	径の状況						
		最も摩耗した主索の番号 ()	() %					
		直径 () mm 未摩耗直径 () mm)						
		素線切れ		1 よりピッチ内の 素線切れ 数 () 本				
		最も摩損した主索の番号 ()		1 構成より 1 ピッ チ内の最大の素線 切れ数 () 本				
		該当する素線切れ判定基準 ()						
		素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下						
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	() %					
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()						
		直径 () mm 未摩耗直径 () mm)						
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1 構成より 1 ピッ チ内の最大の素線 切れ数 () 本					
		主索本数 () 本)						
		要重点点検の主索の番号 ()、要是正の主索の番号 ()						
(2)	主索の張り			—		—		
(3)	主索の取付部			—		—		
(4)	上部リミット（強制停止）スイッチ			—		—		
(5)	かごのガイドシュー等			—		—		
(6)	かご吊り車			—		—		
						登録番号	— —	

番号	検 査 項 目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格	
4	各階出し入れ口					
(1)	昇降路における壁又は囲い		—			
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠		—			
(3)	操作ボタン及び信号装置		—		—	
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ		—		—	
(5)	ドアスイッチ		—		—	
(6)	ドアロック					
(7)	戸開放防止警報装置		—		—	
(8)	二方向同時開放警告装置		—		—	
(9)	積載量の標識		—		—	
(10)	搭乗禁止の標識		—		—	
(11)	ガイドレール及びレールブラケット		—		—	
5	最下階出し入れ口					
(1)	下部リミット（強制停止）スイッチ		—		—	
(2)	ピット床		—		—	
(3)	釣合おもり底部すき間		—		—	
(4)	釣合おもりの各部		—		—	
(5)	釣合おもりの吊り車		—		—	
(6)	移動ケーブル及び取付部		—		—	
(7)	かご非常止め装置		—		—	
(8)	釣合おもり非常止装置		—		—	
6	上記以外の検査項目					
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	
				登録番号	— —	